

## 第28回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成29年5月23日（火）午後1時30分

### 2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

### 3 出席者等

（委員）

大須賀滋，岡本敏孝，荻野太司，勝俣安登武，小島基行，佐久間仁，佐藤俊正，土本真弓，富田有香，中村昭子，山田直実（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

首席家裁調査官，家裁首席書記官，家裁訟廷管理官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

### 4 議事

(1) 各委員の紹介

(2) 前回委員会での提言に対する報告

(3) 要配慮者（高齢者，障害者等）についての説明

(4) 意見交換

「意見交換の要旨」は別紙のとおり

(5) 次回期日

平成29年11月9日（木）午後1時30分

(6) 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙)

## 意見交換の要旨

(委員長) 委員が所属する団体等の性質によって、配慮を必要とされる方への対応の在り方は違ってくると思うが、それぞれの団体での配慮についての実情や、職員の意識を涵養するための取組などについて御紹介いただきたい。また、先ほど説明した裁判所の取組に対する御意見があれば伺いたい。

(A委員) 私が勤める銀行では、設備面では、点字のパンフレットや難聴者用のスピーカーを備え付けるなどしている。特に配慮を必要とされる方の対応を専門としている職員がいるわけではないが、複数人で対応することにしており、場合によっては別室で対応するなどの配慮をしている。

職員の意識を涵養する取組として、障害者等の対応に特化した研修を行っているわけではないが、その他の研修の中で障害者等への対応についての講義を行って教育している。

高齢者を狙った犯罪が増えているため、銀行では一定の年齢以上の方が、高額のお金を引き出す場合には、警察に連絡をすることになっているが、本人が警察に連絡することに納得しない場合もある。高齢者も障害者も、特別扱いをしすぎてしまうと、かえって相手に不快感を与えることもあり、対応のバランスが難しい。

(B委員) 県警では、障害者に対して、適切かつ統一的な対応をするために、障害者対応マニュアルを策定して全職員に配布しているほか、認知症サポーターという講座を職員に受講させて認知症の方に対する適切な対応を学ばせている。

また、岐阜県の施策ではあるが、人権擁護、職員の意識改革及び

県民の理解を深めるという目的で、「障害」の「害」は、原則としてひらがなで表記することになっている。

(C委員) 発達障害の子どもが増えているが、教師が十分に障害を理解していないことも多く、対応を誤って問題が生じることがある。私の所属するPTAでは、教師だけではなく、親も発達障害を理解しないといけないと考えて、大学の講師を招いて、親と教師の双方を対象とした発達障害の勉強会を実施する予定にしている。

(D委員) 大学でも発達障害や学習障害を持つ学生がおり、合理的な配慮を行っている。例えば、周囲の視線が気になるという学生に個室で試験を受けることを認めたり、板書ができないという学生に対して、ボランティアで他の学生がノートをとるほか、書類を記載するときに事務員が付き添って作成させるという配慮を行った。

(E委員) 自治会など地域団体では、障害の有無、程度というような情報を得ることができないため、障害者、高齢者に適切な対応、援助をしていくことが難しいというのが現状である。

裁判所の実情を聞いて、ここまで配慮をしているのかと驚いた。すばらしいことだと思うので、地域の団体も、適切な配慮をするために、行政との連携を進めなければいけないと感じている。

(F委員) 設備的な配慮であれば、時間とお金をかければ解決していくことができる。しかし、発達障害などの方に対する配慮は、障害を理解していないと難しい。公共の場で働く人は障害を理解して、具体的にどのように動くのか、対応するのかということを考えないといけないが、一朝一夕に理解できるものではないので、時間をかけて取り組んでいく課題だと思う。

(G委員) 視覚障害で言えば、視力や視野に応じて対応の在り方は異なるので、専門家である医師に対応方法を確認するのが一番良い方法だと

思う。私は眼科医なので、視覚に関することは分かるが、それ以外の障害についてはどう対応すればよいかよく分からないので、担当の医師から情報を聞いて対応をしている。

病院では、こういった情報共有がしやすいが、他の機関では難しい問題である。また、視覚や聴覚の障害とくらべて知的障害はさらに対応が難しいだろう。裁判に知的障害の方が来たときはどのように対応するのだろうか。

(委員長) 裁判所での障害者への配慮というのは、基本的には実質的に公平な形で意思疎通ができるようにするということになる、従って、あまりに知的能力が低く意思疎通ができないという場合には、成年後見人制度などの手続を説明して利用してもらおうということになるだろう。

(H委員) 検察庁は、他の団体と比べると、一般の方が来られることが少ないことから、障害者に対する施設面での配慮はあまり進んでいないかもしれない。ただし、警察や被害者から情報が入ってくるため、どのような対応をしたらよいかを事前に検討することができる。

(B委員) 関係機関との連携という点で、認知症の高齢者の徘徊が増えていることから、警察では地域や行政と情報共有を図って連携している。地域との連携に関しては、徘徊している方を見つけたら通報してもらおう態勢をとっているし、行政との連携という点では、市町村の防災無線を利用して情報提供を呼びかけるという協力をしてもらったこともある。

事件で障害者や高齢者が関与した場合には、話が理解できるように専門用語を使わないようにしたり、筆談をするなどの対応をしている。

(I委員) 高齢者や障害者など法律相談の場所まで来られない方のために、

弁護士会では出張相談という制度を設けている。ただ、障害者の方への対応ということでは、まだまだ積極的に取り組んでいるとまでは言えないかもしれない。

高齢の当事者の事件を担当したときには、裁判所には、トイレに近い部屋で手続をして、すぐに対応できるように介助の方に近くにおいてもらえるような態勢をとってもらえるとありがたいと思った。

(J 委員) 耳が遠い当事者の調停で、ホワイトボードを使用して筆談が進めたが、事情等を聞く時間は相手方よりも長くなって相手方にも負担をかけることになった。当事者へ合理的な配慮は必要であるが、裁判所の場合、相手方にも一定の負担をかけることになる。それについて、どれくらい社会的なコンセンサスを得られるのか。公平性、中立性を維持していく必要がある中で、配慮の在り方と他方とのバランスという点についてどう感じるかという点のご意見を伺いたい。

(I 委員) 障害等のためコミュニケーションに時間がかかるというのは理解できるので、そこに不公平感を感じることはない。先ほど裁判所の説明で、調停に母親を付き添わせたという例が紹介されたが、弁護士の立場から言うと、調停を申し立てる目的として、周囲の雑音をシャットアウトして本人の意向を確認するということもあるため、障害があるからと言って常に付き添いを認めるということではなく、ケースバイケースで判断をしてもらいたいと思う。

(委員長) 裁判所の場合、対立する相手方との公平性という点も考慮しなければならないため、一般的な機関とは異なる部分もあるが、合理的な配慮をするためには、対象となる障害への理解をしないといけないという点と、さらにそれを社会的にどこまで共有できるのかという点は、どの機関でも共通した問題であると思う。

この障害に対する知識啓発という点について、社会的にどの程度

進んでいると考えておられるか。

(C委員) 教師が発達障害の子どもの反応に不満を持っていたという例があったが、教師に発達障害の知識がまったくなかったというのが原因の一つだった。逆に、発達障害の子どもの親が、障害を理解しきれていない場合もある。さらに、大人になって障害を持ったときに、本人がどこまで自分の障害を自覚できるのかということも問題になってくるので、障害についての社会的な理解はこれからもっと深めていく必要があると感じている。

(D委員) 私の大学では、障害を持つ学生に対する授業を他の教員が見学して、障害のある学生に対してどのような指導をするべきなのかという研修を行っている。私の場合、教員になる前は障害に対する知識がなかったが、こうした経験から徐々に障害の知識を得ていくことができた。

公平性の点について、裁判所の問題とは異なるのかもしれないが、障害のある学生をサポートしてノートを取っていた学生よりも、サポートを受けた学生の方が高い点数を取り、不公平ではないかという抗議がされたことがある。そのとき、配慮の在り方については、教員の間だけでなく、教員と学生の間でも共有する必要がある問題だと感じた。

(A委員) 視覚障害や聴覚障害は、障害の有無が比較的分かりやすく、また設備的な対応をとることで解決できることが多いが、認知症や発達障害となると、障害を持っているかどうか分からないし、どう対応すべきかもほとんどの人が分からない状況だと思う。今後、発達障害、認知症の人たちが増えてくるということであれば、発達障害、認知症に対する社会的な理解を広げていくことが必要である。

(委員長) 対応する側として、どのように障害を把握するのかという点につ

いて、現状では、本人から障害があるから配慮してほしいという、いわば自己申告制となっている。申告しない人は配慮を受けられないというのも問題があるように思われるが、社会的背景として障害のことを他人に伝えるというのは、抵抗感があるだろうか。

(E 委員) 他人に障害のことを伝えるのは抵抗感がある人が多いと思う。特に障害者の家族は、障害を持っていることを伝えたとしても、援助を受ける態勢が作られておらず、障害のことを言ってもどうしようもないという気持ちがあることと、逆に尾ひれがついた情報だけが出回ることを恐れて障害のことを隠したいという気持ちが強いのだと思う。そうすると、しっかりと情報管理をした上で、関係機関が情報共有をして連携しながら障害者をサポートする態勢を作っていくことが解決につながると思う。

(B 委員) 警察には様々な相談が寄せられるが、全てが警察で対応できる問題ではない。従って、どういうサポートが必要か、他の機関の専門家とも検討して継続的に対応している。

(H 委員) 各委員の話を聞いて、検察庁においても、障害の情報が集められない場合にどう対応していくかというのは今後の課題である。

(委員長) 一般的な機関では障害者の情報を得づらいが、どのように情報を集めることになるのか。

(A 委員) 認知症の疑いがあるような場合には、家族に状況を確認するしかないのが現状であるが、個人情報、プライバシーの保護との線引きが難しい。

(I 委員) 相談に付き添ってくる人がいれば確認ができるが、本人だけで来た場合、たとえ認知症や統合失調症などの疑いを持って、病識のない人に言うこともできず、有効なアドバイスもできず話を聞くだけで終わってしまう場合もある。

- (F 委員) 障害は、その人にとっては永続的に続く問題であるから、その場の対応だけでの問題ではなく、長いスパンでその人にとって本当に適切な対応の在り方を考えることも必要ではないか。
- (G 委員) 視覚に関して言えば、眼科医だけでなく、メガネ組合、盲学校関係者、視能訓練士などが集まって、ネットワークを作り、視覚障害者を援助する態勢を作った。障害によって適切な対応というのは異なるのであるから、関係部署が連携をとって対応するのが望ましい。
- (D 委員) 学生が1万人以上の大学では、90パーセント以上の大学で障害学生支援センターが設置されているが、500人以下の大学では、25パーセントとなっている。裁判所でも本庁と支部で配慮できるレベルに差があることは良くないので、レベルの差があるのであれば、統一していくことも大事だと思う。

以 上